

# 私学行政の現状と課題等について



文部科学省高等教育局私学部参事官付  
平成30年8月28日（火）



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

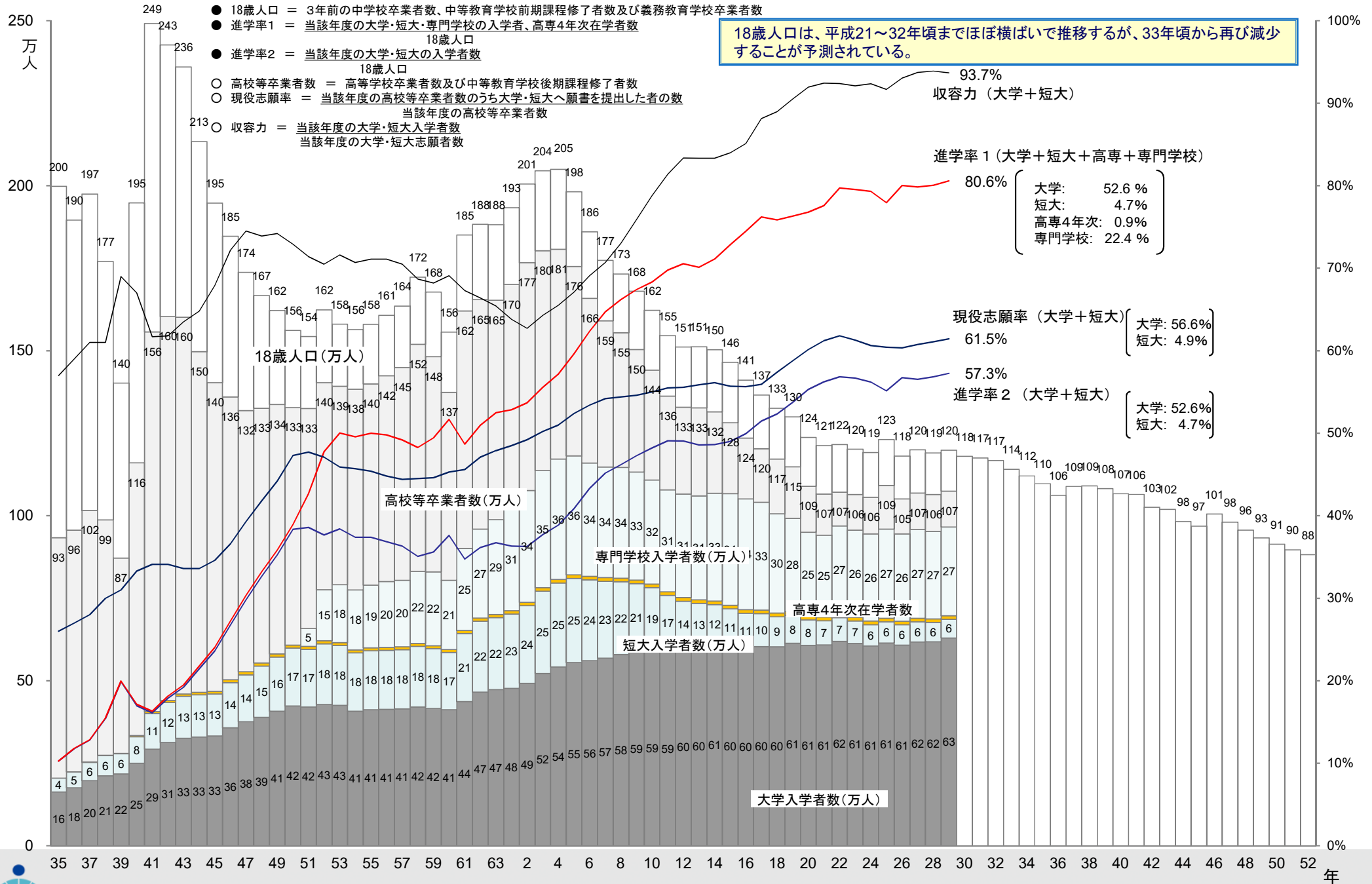
## ＜本日の内容＞

I．学校法人を取り巻く状況について

II．学校法人運営調査における経営指導の充実について

# I . 学校法人を取り巻く状況について

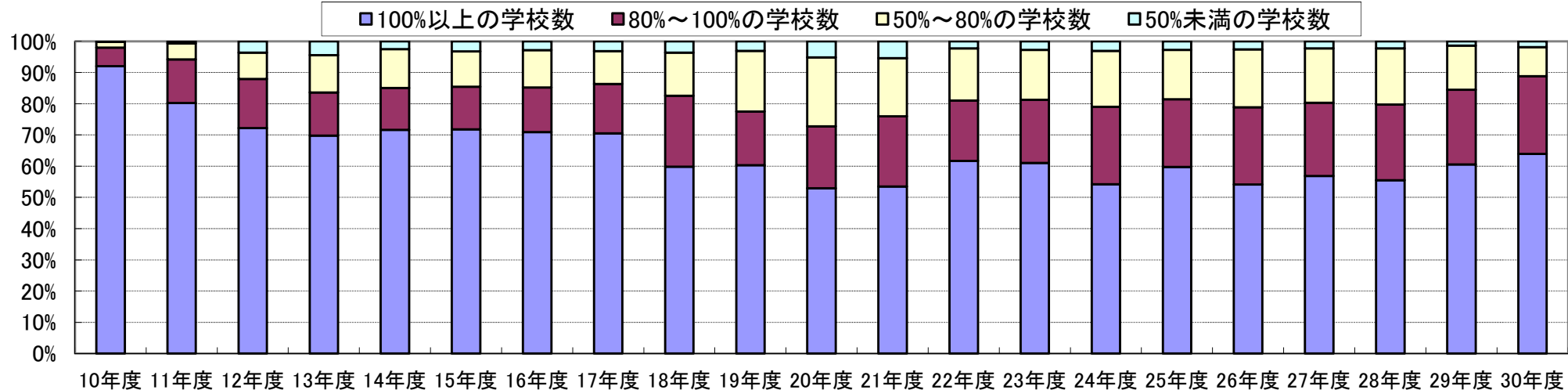
# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



# 私立大学の経営状況について

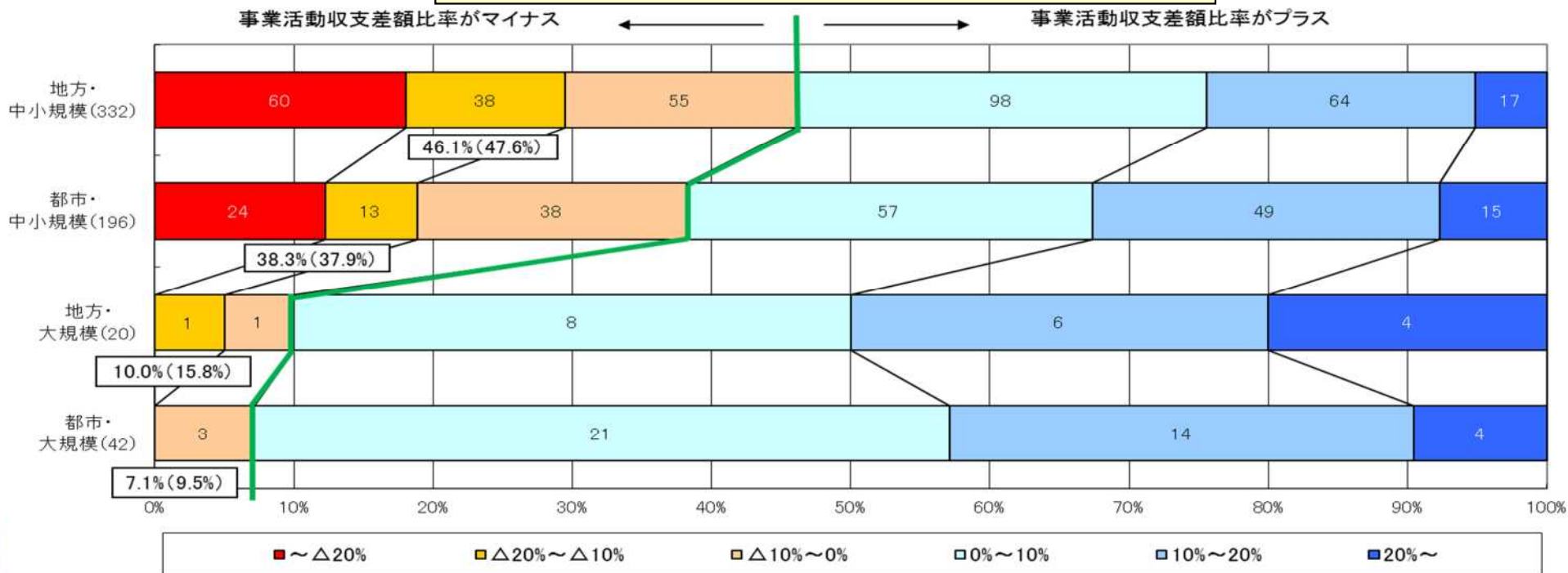
(日本私立学校振興・共済事業団  
「平成30(2018)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

**私大の36%が入学定員未充足**



(日本私立学校振興・共済事業団  
「今日の私学財政(平成29年度版)」より作成)

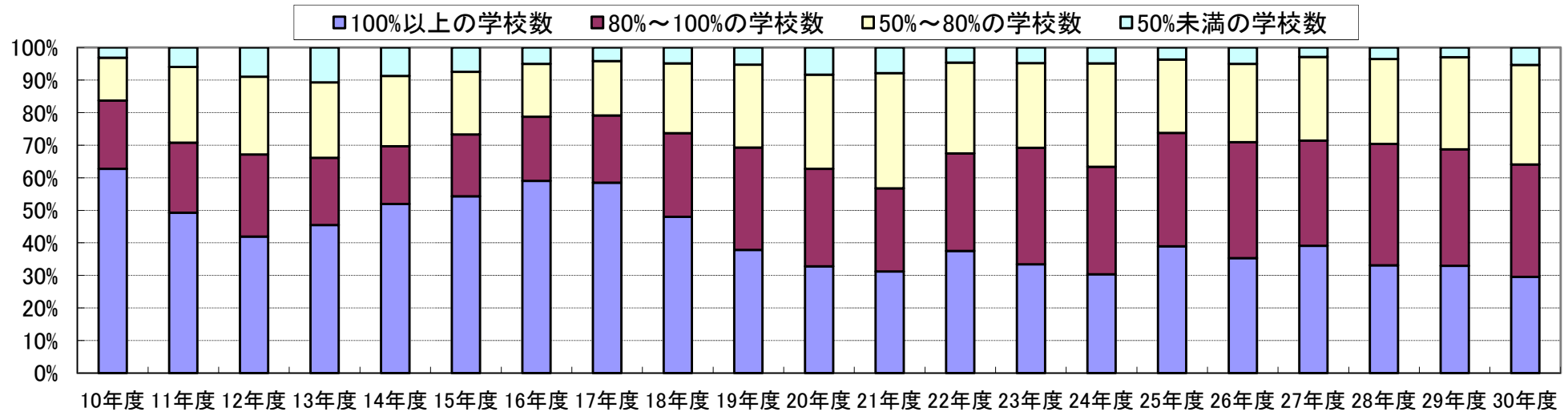
**地方中小私大の収支状況は約半数が赤字傾向**



# 私立短期大学等の経営状況について

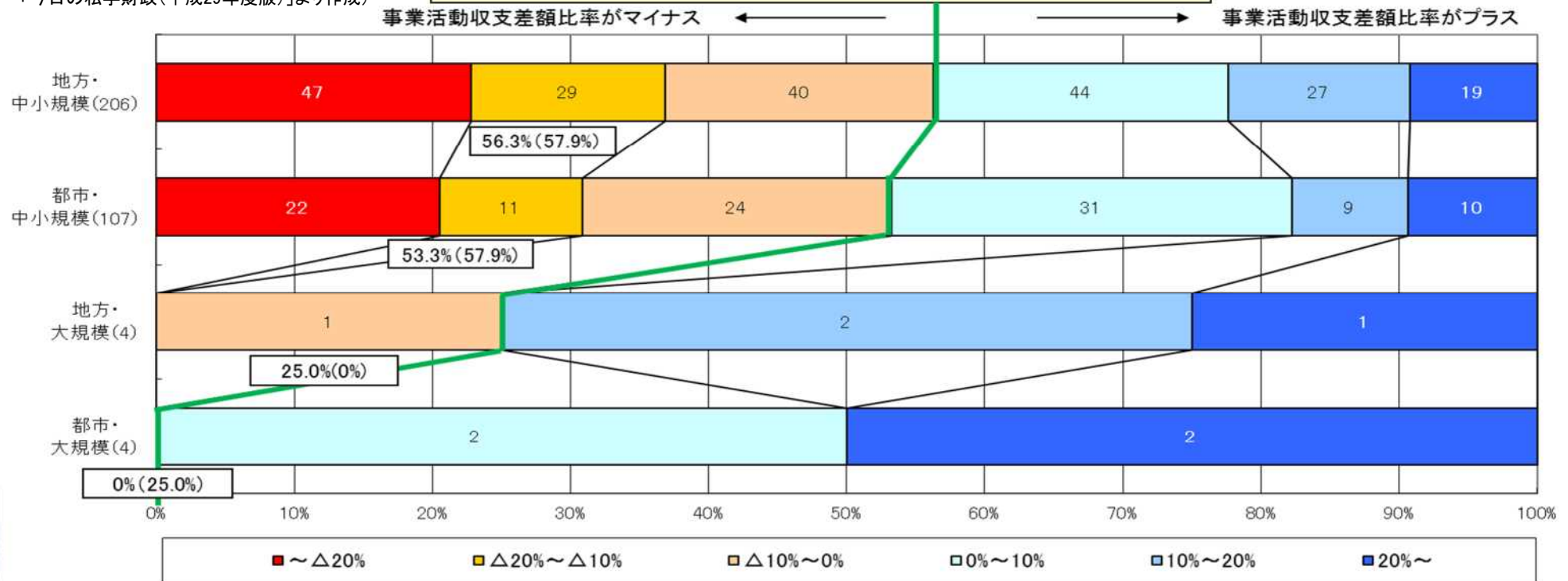
(日本私立学校振興・共済事業団  
「平成30(2018)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

## 私立短大の約7割が入学定員未充足

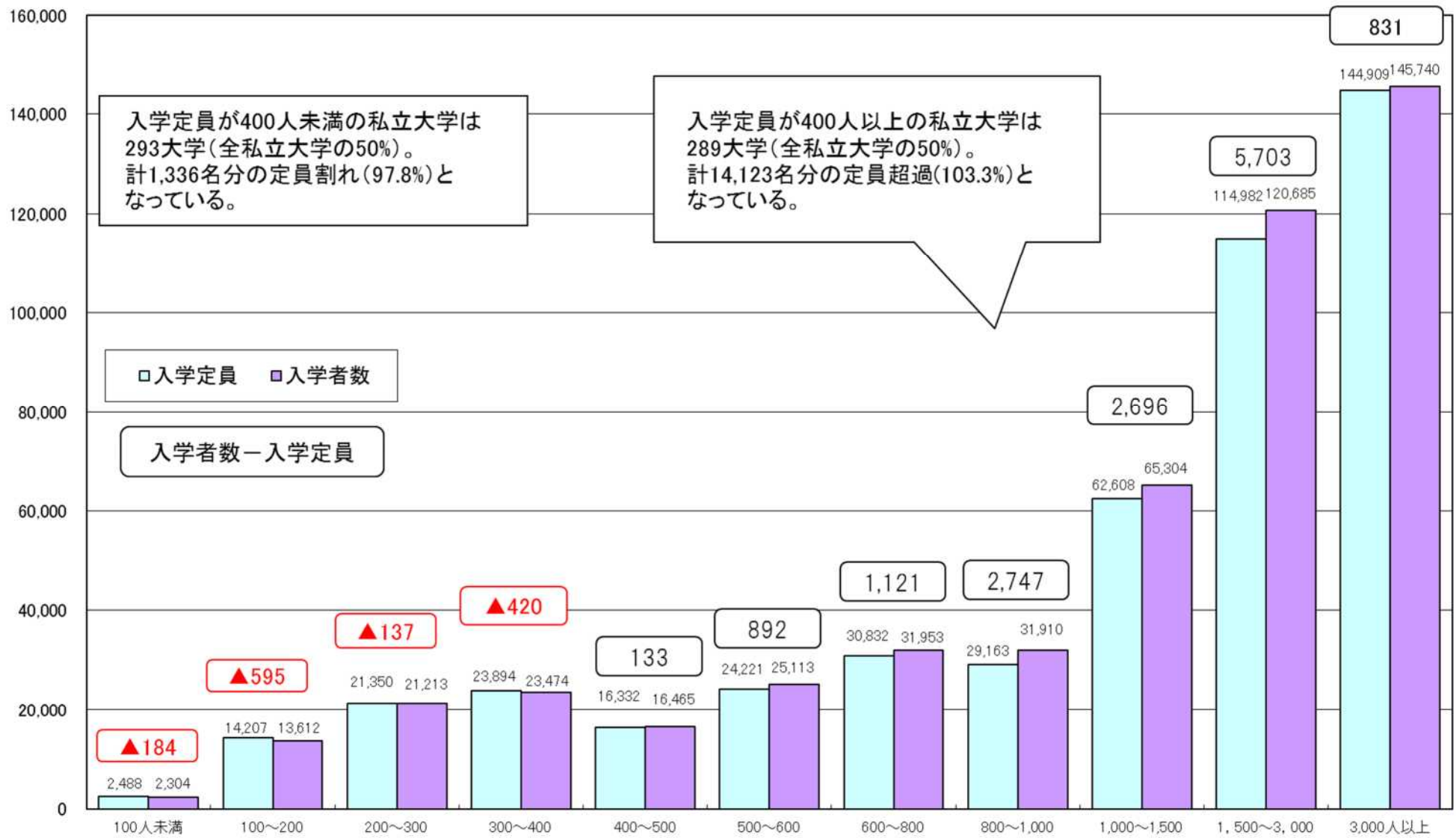


(日本私立学校振興・共済事業団  
「今日の私学財政(平成29年度版)」より作成)

## 中小私短大等の収支状況は約6割が赤字傾向

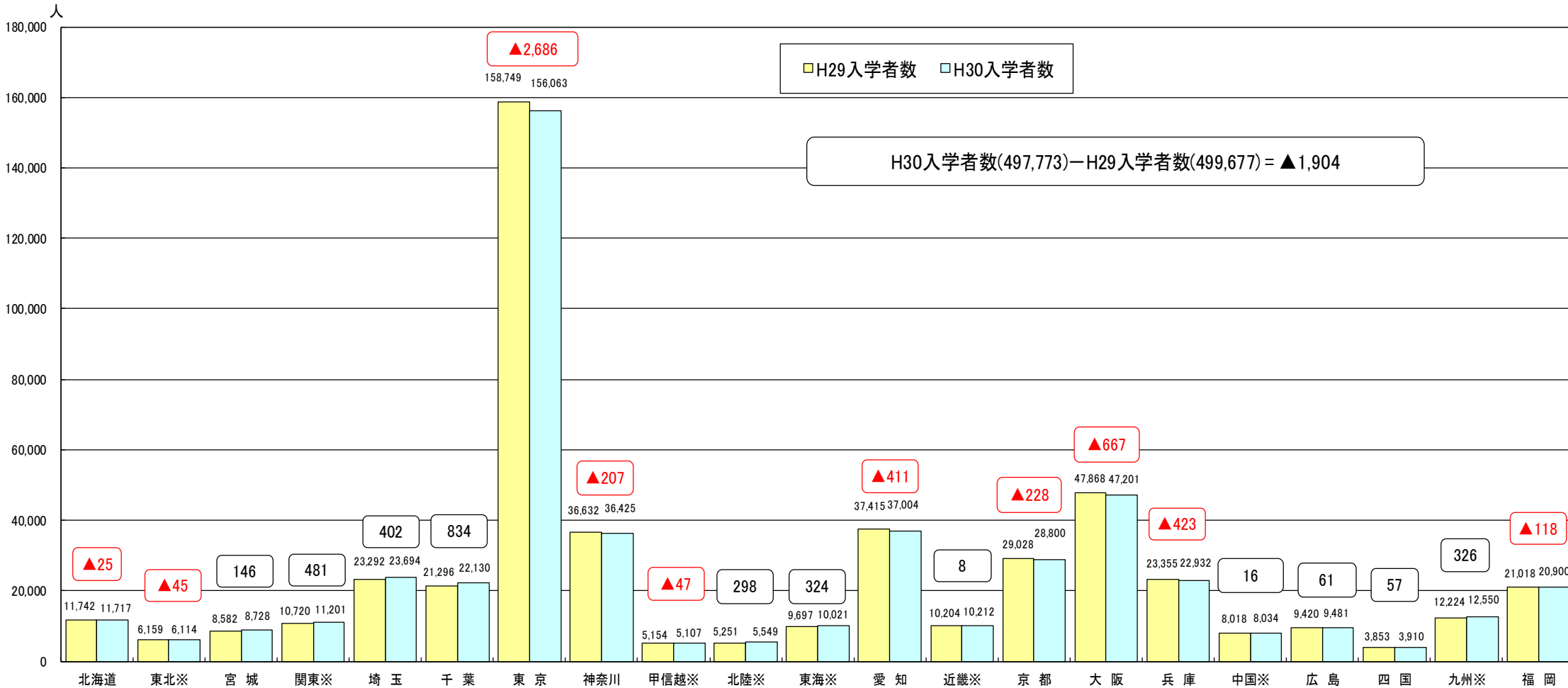


# 規模別の入学定員、入学者数等(平成30年度、私立大学)



(日本私立学校振興・共済事業団「平成30(2018)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

# 地域別の入学者数(前年度との比較、私立大学)

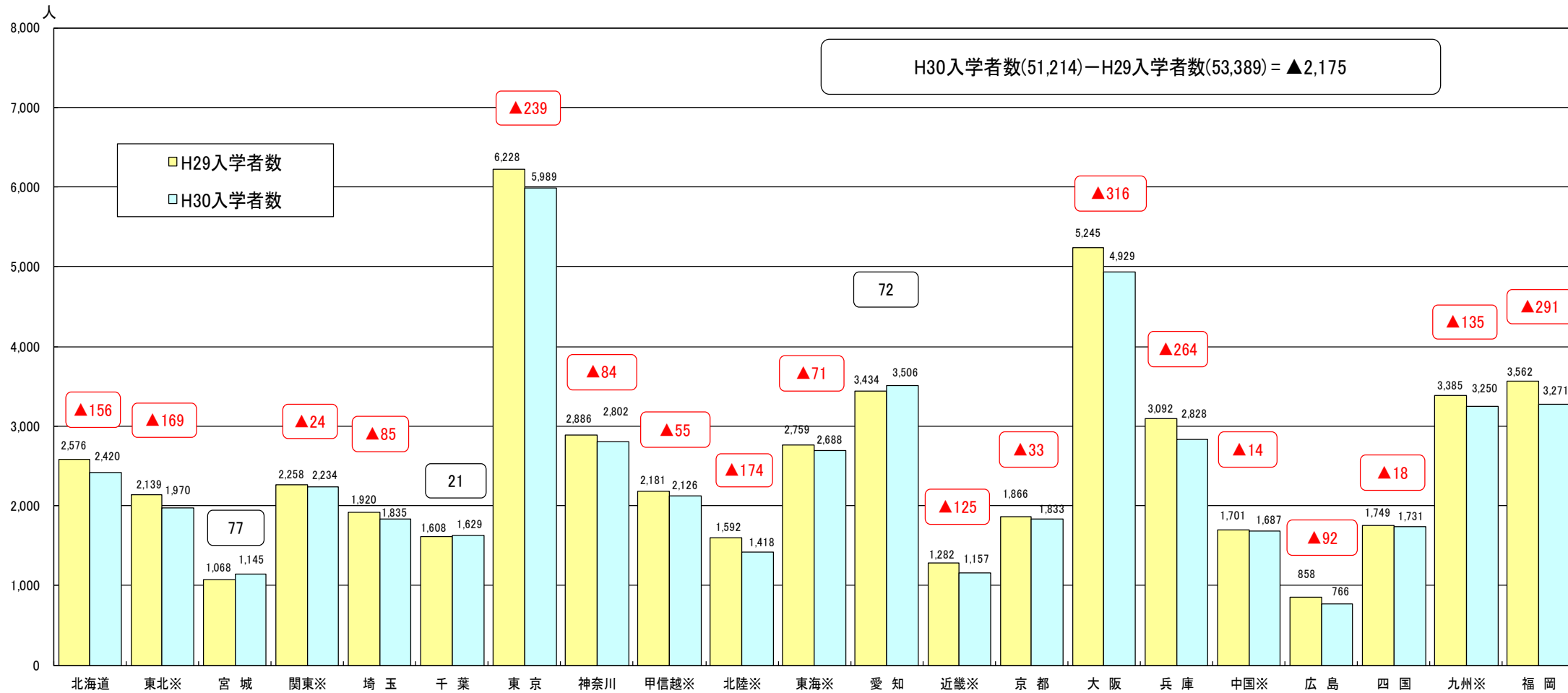


※東北(青森、岩手、秋田、山形、福島)、関東(茨城、栃木、群馬)、甲信越(新潟、山梨、長野)、北陸(富山、石川、福井)、東海(岐阜、静岡、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、中国(鳥取、島根、岡山、山口)、九州(佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

(日本私立学校振興・共済事業団「平成30(2018)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)



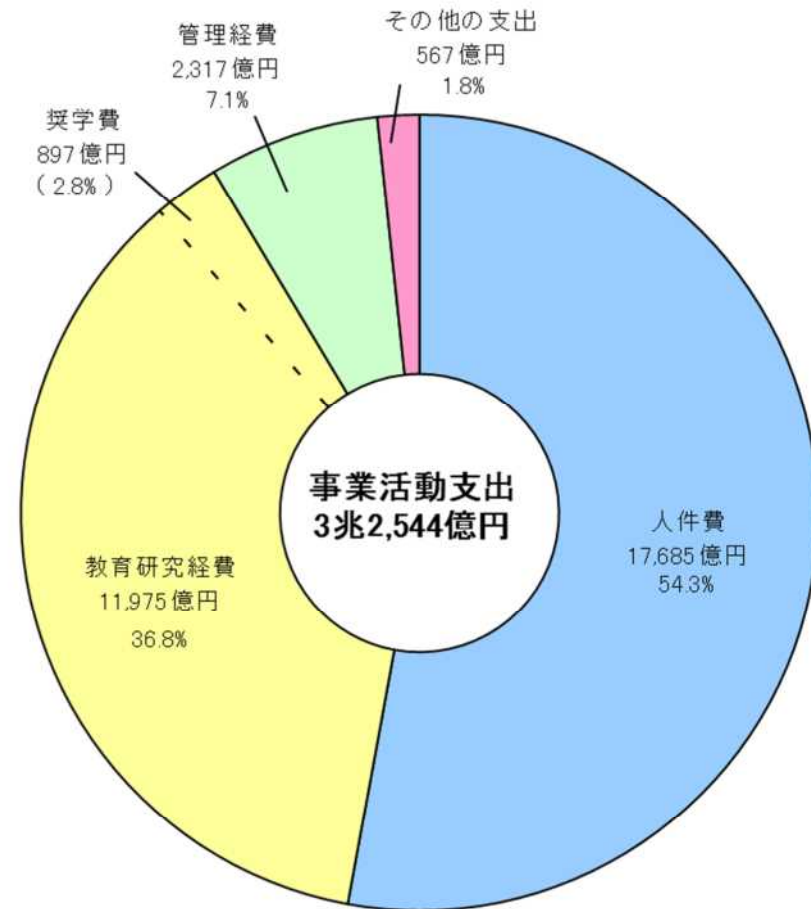
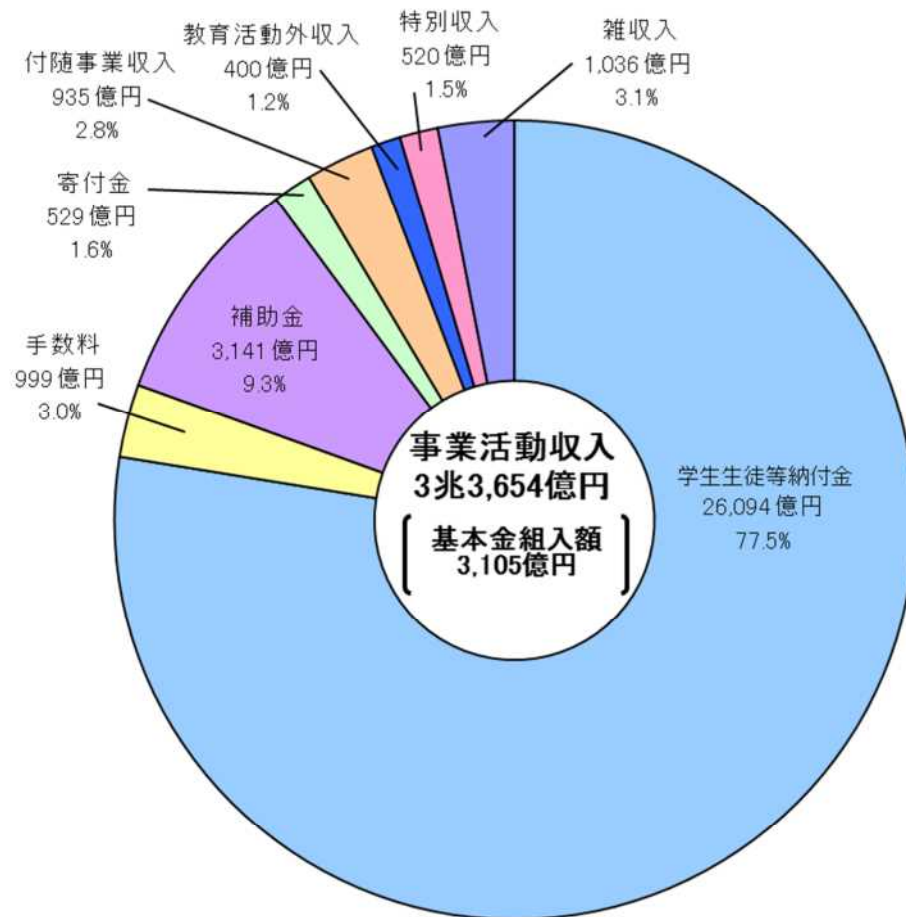
# 地域別の入学者数(前年度との比較、私立短期大学)



※東北(青森、岩手、秋田、山形、福島)、関東(茨城、栃木、群馬)、甲信越(新潟、山梨、長野)、北陸(富山、石川、福井)、東海(岐阜、静岡、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、中国(鳥取、島根、岡山、山口)、九州(佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

(日本私立学校振興・共済事業団「平成30(2018)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

# 私立大学の収支状況



●事業活動収入とは  
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

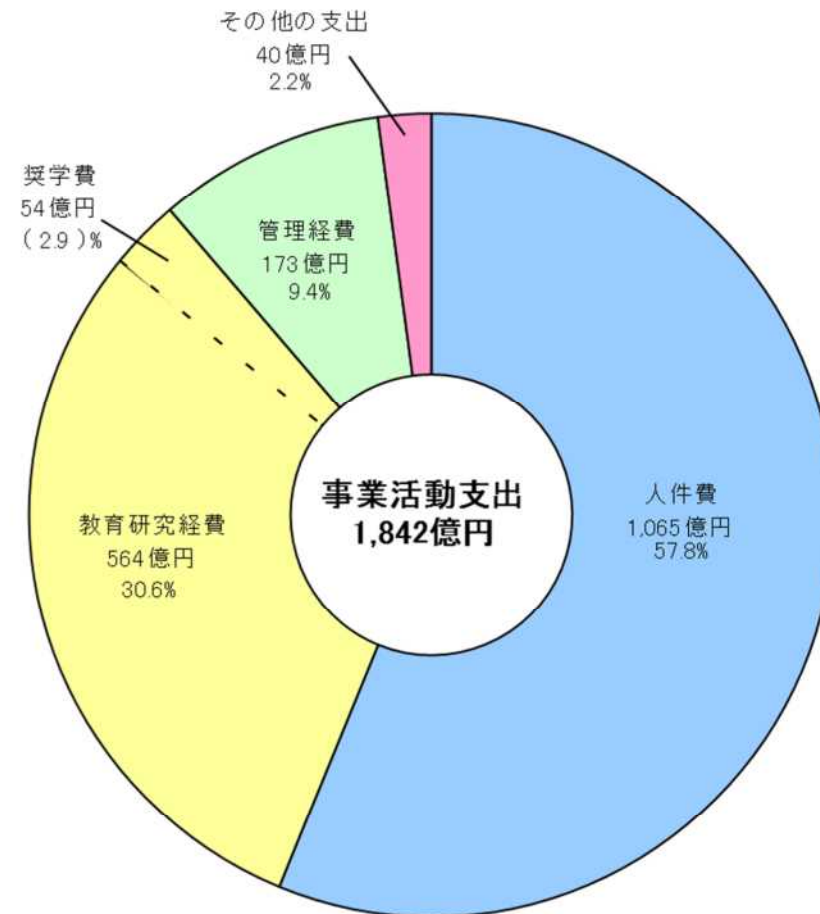
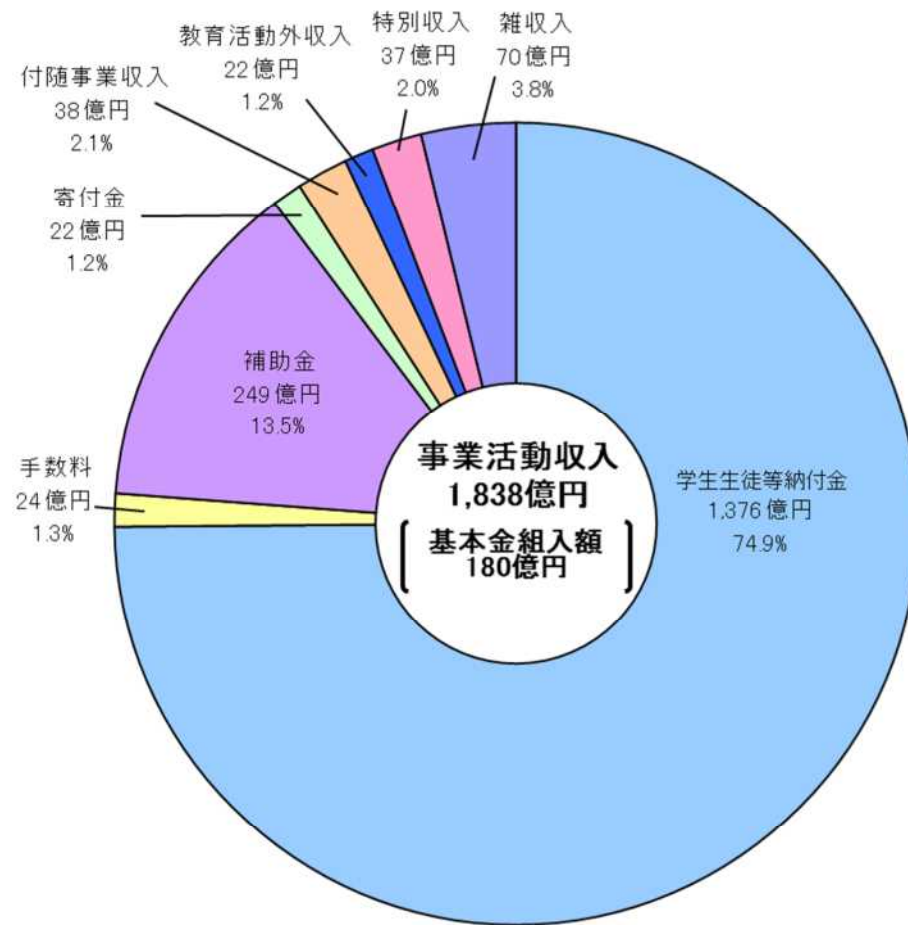
●基本金とは  
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入  
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは  
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成29年度版）」  
※事業活動収支計算書（590校）の集計

# 私立短期大学等の収支状況



●事業活動収入とは  
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは  
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入  
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは  
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む)。

※出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成29年度版)」  
※事業活動収支計算書(321校)の集計

# 私立大学・短期大学・高等学校の収支状況（経年の推移）

## ○大学の収支状況

（単位：億円）

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
集計学校数	a	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596	校 590
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540	33,654
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371	32,544
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	2,574	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169	1,110
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%	3.3%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243	校 233
割合	g=f÷a	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.4%	37.0%	40.8%	39.5%

## ○短期大学の収支状況

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
集計学校数	a	校 380	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324	校 321
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875	1,838
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934	1,842
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 59	▲ 125	▲ 129	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35	2	▲ 59	▲ 5
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲2.3%	▲5.4%	▲5.9%	▲4.0%	2.4%	▲2.3%	▲1.8%	0.1%	▲3.2%	▲0.3%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184	校 174
割合	g=f÷a	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%	54.2%

## ○高等学校の収支状況

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
集計学校数	a	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730	校 1,310
事業活動収入 (H27以前は帰属収入)	b	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833	11,092
事業活動支出 (H27以前は消費支出)	c	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381	10,637
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 78	▲ 172	59	189	134	274	275	554	452	455
事業活動収支差額比率 (H27以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲0.8%	▲1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%	4.1%
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521	校 544/1,290	校 530
割合	g=f÷a	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%	40.5%

○ 事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入(帰属収入)から事業活動支出(消費支出)を差し引いた差額(基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額))が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

(※)出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入(帰属収入)の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)が必要になる。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

# 学校法人制度の改善に関する検討状況について

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」(平成29年5月)を踏まえ、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。(主査:日高 義博 専修大学理事長)。
- 平成29年11月に検討を開始し、以下の事項について議論。平成30年秋を目途に検討結果を取りまとめる予定。

## <各事項の検討の方向性について>

我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの支援と信頼を得て重要な役割を果たし続けるため、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を含め、主に以下の事項について改善を検討する。

## 学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化について

- ・ 文部科学大臣所轄法人における中長期計画の策定の推進と促進の方策
- ・ 私学団体と協力し、自主行動基準である「大学版ガバナンス・コード」の策定の推進
- ・ 役員の責任の明確化(善管注意義務、第三者に対する損害賠償責任など)
- ・ 監事機能の充実(理事の行為の差止請求など)
- ・ 評議員会の機能の充実(中長期計画の策定の際の意見聴取など) 等

## 学校法人の経営の強化について

- ・ 新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向け指導の強化と、資金ショートへの恐れを含む経営困難な場合に経営判断を促す指導の実施
- ・ 連携・統合を促進するための私学事業団等の情報提供機能の強化
- ・ 学部単位等での円滑な事業譲渡の促進(審査項目の簡略化など) 等

## 学校法人の情報公開の推進について

- ・ 文部科学大臣所轄法人について、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事の監査報告書の公表と公表内容の充実
- ・ 事業報告書の公表と内容の充実
- ・ 寄附行為、役員名簿の公表 等

## 学校法人の破たん処理手続の明確化について

- ・ 民事再生や破産手続における申立ての円滑化
- ・ 解散命令が発出された場合における不適切な清算人の就任の排除
- ・ 私立大学の経営破たん時の学生のセーフティネットの検討 等

## Ⅱ．学校法人運営調査における経営指導の充実について

# 学校法人に対する経営指導体制

## ◆学校法人運営調査

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より)

2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

委員(※)構成  
 ・私学理事(長)、学長／経験者  
 ・弁護士  
 ・公認会計士  
 ・研究者／教授  
 ・民間経験者  
 (マスコミ・ジャーナリスト等)

※文部科学省組織規則第45条第1項、第4項及び第5項に基づき、委員としての職務を遂行。

★H27より委員を増員  
 30名→35名

### 学校法人運営調査委員

★H27より調査校数を拡充  
 年間30法人程度→50法人程度

指導・助言

＜書面審査、実地調査等を実施＞

財務面

管理  
 運営面

教学面

指導・助言に対する  
 改善状況報告

### 各学校法人

一部の学校法人

対象：全文部科学省所轄学校法人

★2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

## ◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

### 文部科学省 一経営指導一

- 学校法人に経営改善状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施

経営改善計画の提出・報告 等

経営指導 等

### 経営指導の対象法人

経営改善計画の作成

経営相談 等

経営改善計画の作成支援 等

### 私学事業団 一経営相談一

- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- 必要に応じて、人材バンク登録の専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施

#### 【経営改善計画(モデル)】

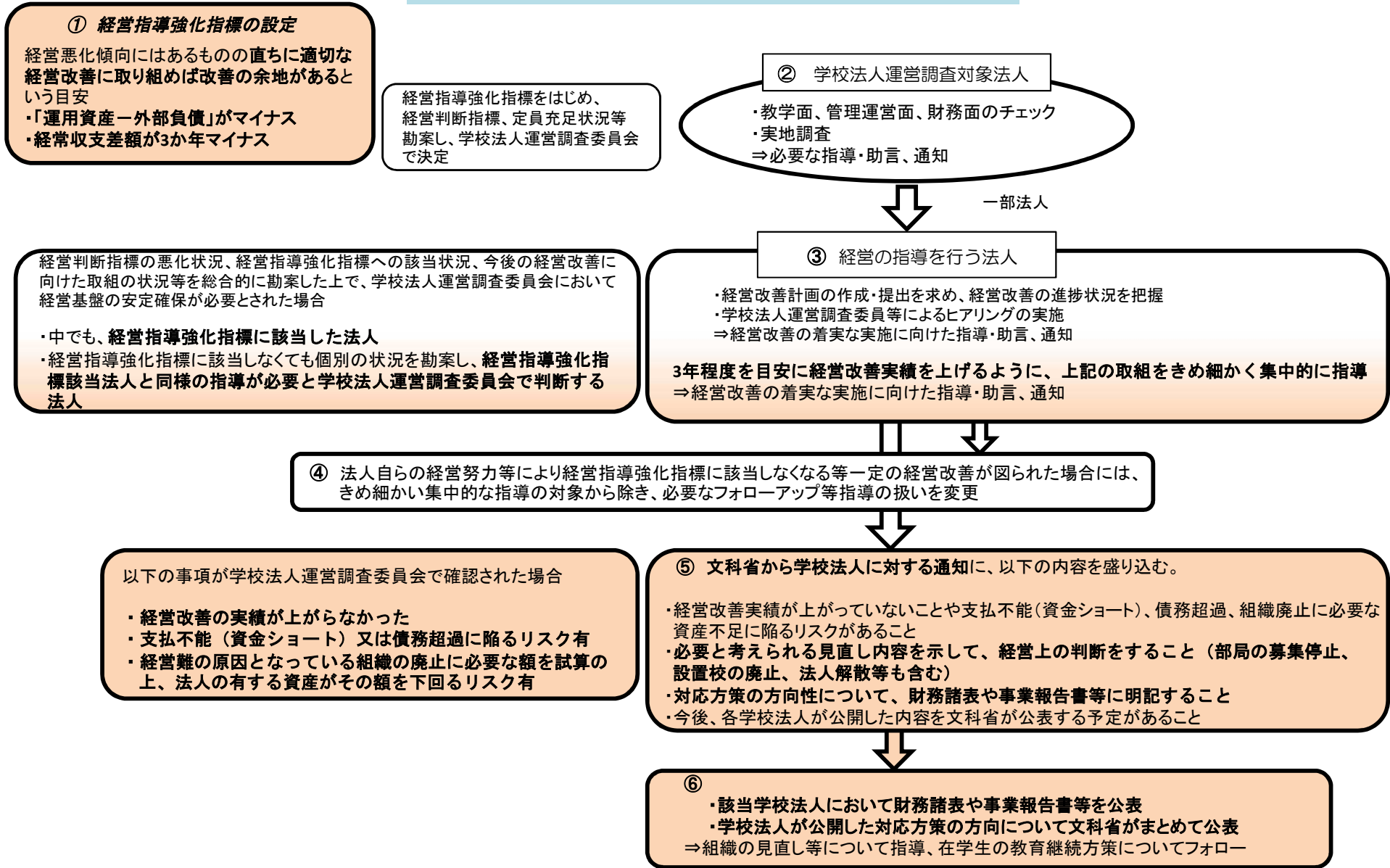
1. 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標(現状分析含む)
2. 建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
3. 実施計画(現状、問題点と原因、対応策)
  - (1) 教学改革計画
    - ① 設置校・学部等の特徴(強み弱み・環境分析)
    - ② 学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
    - ③ カリキュラム改革・キャリア支援等
  - (2) 学生募集対策と学生数・学納金等計画

- (3) 外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
- (4) 人事政策と人件費の抑制計画
- (5) 経費抑制計画(人件費を除く)
- (6) 施設等整備計画
- (7) 借入金等の返済計画
4. 組織運営体制
  - (1) 理事長・理事会等の役割・責任とプロジェクトチームの設置等による経営改善のための検討・実施体制
  - (2) 情報公開と危機意識の共有
5. 財務計画表
6. 経営改善計画実施管理表

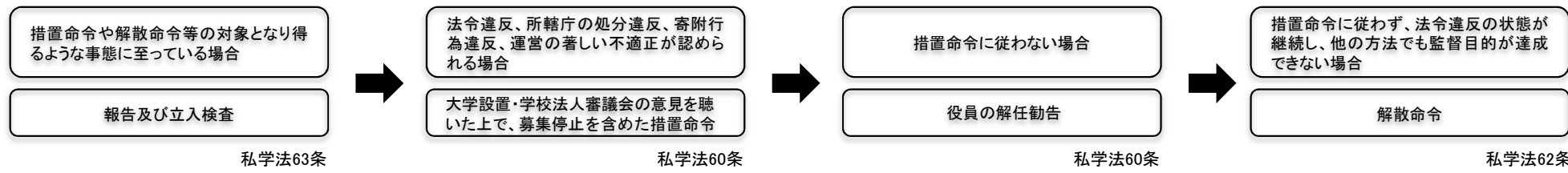
連携(情報共有・意見交換)

# 学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分



財務状況の悪化傾向





# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（1）

大項目	中項目	指導・助言事項（その他意見含む）
管理運営組織	監事	監事による監査の充実
		監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員報酬に関する規程の整備
		役員退職金支給規程の整備
	理事会 /評議員会	監事の理事会・評議員会への出席率の改善
		評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		決算及び事業の実績を、理事会において決定、評議員会に報告
		理事会が学校法人の最終的な意思決定機関であることを踏まえ、常任理事会等の位置づけや役割を明確化
	理事 /評議員	評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適正化
	備え付け /届出	学校法人設立時の財産目録の備え付け
		資産総額の変更登記を毎年度所定の期間に行い、文部科学大臣に対する速やかな届出
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規定の見直し・改正
		教員の採用・昇格基準の整備
		諸規程の整備
		・個人情報保護に関する規程    ・情報公開に関する規程    ・公益通報に関する規程
		・教職員退職金支給規程        ・学長候補者選考規程        ・学部（学科）長候補者選考規程

# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（2）

大項目	中項目	指導・助言事項（その他意見含む）
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規定の見直しを含めた適切な改善
	収益事業	収益事業の在り方を検討し、必要に応じた寄附行為の変更
	財務諸表	貸借対照表注記の記載事項改善
		補助活動、国際交流基金事業の計上方法の適正化
経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保	
教学	学生確保 /定員管理	設置学部等の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	A P ・ D P	入学者選抜規程の整備
卒業認定基準の明示		